

第1章

目的と背景

1. 目的

本計画は、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「総務省指針」という。）を受けて、平成25年度に策定した「北杜市公共施設マネジメント白書」（以下「白書」という。）で指摘された課題の解決に向けた今後の取組に対する基本的な考え方を示すものとして、インフラを含む全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に、平成29年3月に策定しました。

その後、総務省より、平成30年2月に、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として「個別施設計画」を策定し、総合管理計画に個別施設計画の記載内容等を反映させるよう指針の改訂が示されるとともに、令和3年1月には、総合管理計画の見直しに当たっての留意事項に関する通知があったことを受け、本計画を改訂するものです。

2. 背景

平成29年3月における本計画策定の背景として、本市が行ってきたこれまでの取組と、平成26年4月に示された総務省指針とが挙げられます。

本市が作成した白書では、人口減少・少子高齢化や大変厳しい財政見通しの中、合併前に旧町村が整備した多様かつ多数の公共施設等を抱え、今後の課題として「公共施設に係るコストの削減」、「公共施設で提供するサービスの抜本的な再編」、「まだ新しい建物の適正管理、有効活用」の3点を指摘しています。

また総務省指針によると、「公共施設等の管理」、「まちづくり」、「国土強靱化」を推進するため、道路や橋りょうといったインフラ資産を含む全ての公共施設等を対象に、現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載することが求められています。

加えて、総務省の改訂指針では、総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、総合管理計画の不断の見直しと更なる充実を図ることが求められています。

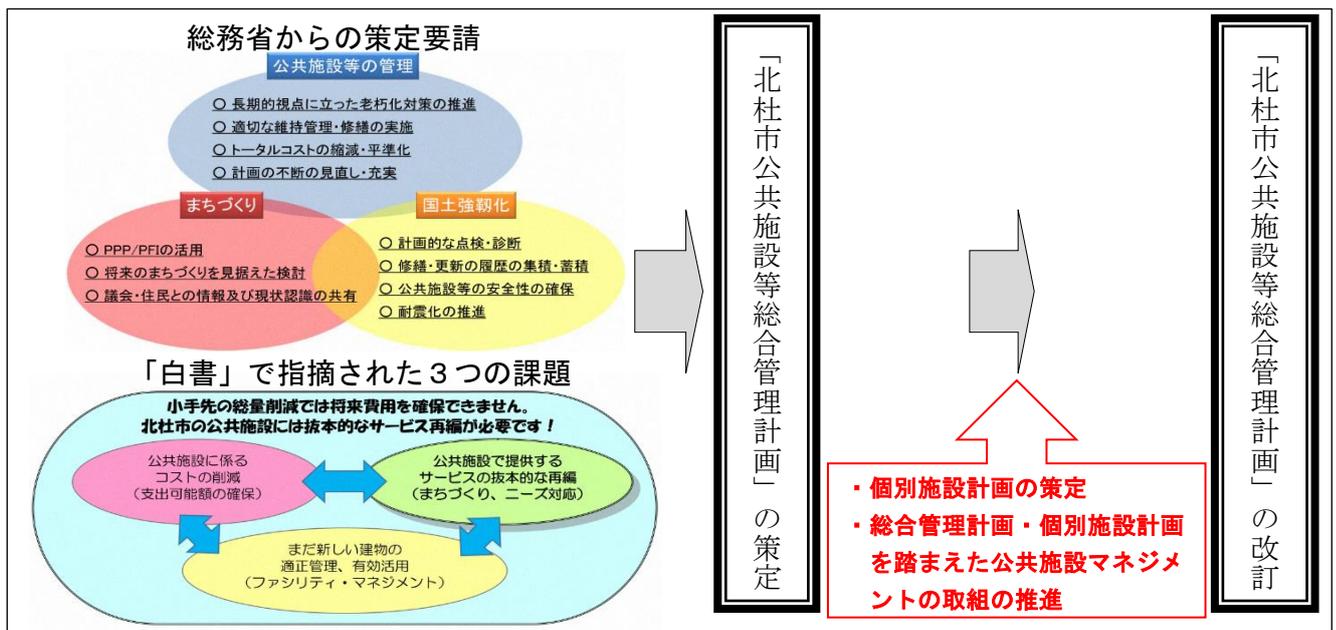


図1-1 策定の背景と目的

3. 本計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「北杜市総合計画」及び「新・行政改革大綱」を公共施設等の適正管理（公共施設マネジメント）の観点から下支えする計画であり、施設の状況を踏まえつつ、本市の公共施設等の管理を総合的かつ計画的に進めていくための「基本方針」に位置付けられるものです。

本計画は、総務省の改訂指針や見直しの留意事項に基づき、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考えを示すもので、記載すべき事項の内容を網羅するものとなります。また、計画の対象は、本市が保有する庁舎や学校等の「公共施設」と、道路や橋りょうといった「インフラ」を含む全てとし、これらを「公共施設等」と呼ぶこととします。

なお、本計画は、改訂指針に求められる記載内容を充足することにより、国の定める「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画としても位置付けられます。

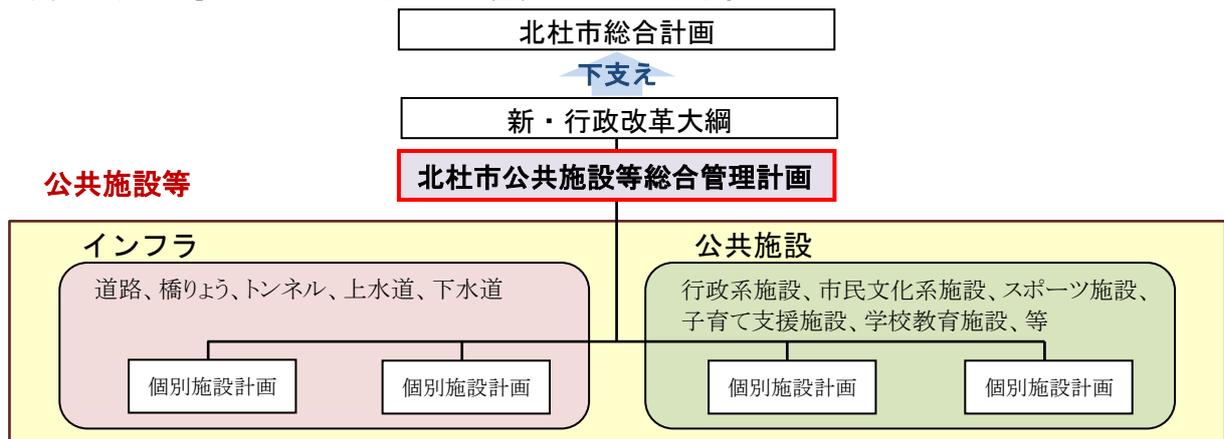


図 1-2 本計画の位置付け

表 1-1 改訂指針及び見直しの留意事項に示される記載すべき事項の内容

1 必須事項	
① 基本的事項	
1 計画策定年度及び改訂年度	5 過去に行った対策の実績
2 計画期間	6 施設保有量の推移
3 施設保有量	7 有形固定資産減価償却率の推移
4 現状や課題に対する基本認識	
② 維持管理・更新等に係る経費	
1 現在要している維持管理経費	3 長寿命化対策を反映した場合の見込み
2 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	4 対策の効果額
③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
1 点検・診断等の実施方針	6 ユニバーサルデザイン化の推進方針
2 維持管理・更新等の実施方針	7 統合や廃止の推進方針
3 安全確保の実施方針	8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
4 耐震化の実施方針	9 PDCAサイクルの推進方針
5 長寿命化の実施方針	
2 記載が望ましい事項	
① 数値目標	
1 計画期間における公共施設の数、延床面積に関する目標	
2 トータルコストの縮減・平準化に関する目標	
② 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用	
④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	
3 団体の状況に応じて記載する事項	
① 広域連携	
② 地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方	

出典：公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について〔平成30年2月27日〕（総財務第28号）

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について〔令和3年1月26日〕（総財務第6号）

4. 計画期間

公共施設マネジメントの推進に当たっては、中長期的な視点が不可欠となります。

本計画策定時の計画期間は、公共施設の大規模改修の目安が一般的に築 30 年とされることを踏まえ、保有する全ての公共施設において大規模改修を実施するまでの総合的かつ計画的な管理が可能となる、平成 29 年度から令和 28 年度までの 30 年間を、本計画の計画期間としていました。

今回の改訂に当たり、計画の策定から 5 年間の経過し、施設総量に変化が生じていることに加え、令和 4 年度に公共施設を対象とする個別施設計画（適正配置計画及び長寿命化計画）の策定に着手すること、また上位計画である「第 3 次北杜市総合計画」の期首が令和 3 年度であること等を踏まえ、計画期間を令和 4 年度から令和 33 年度までの 30 年間に改めるものとします。

なお、計画期間内であっても、財政状況や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて計画を随時見直すこととします。

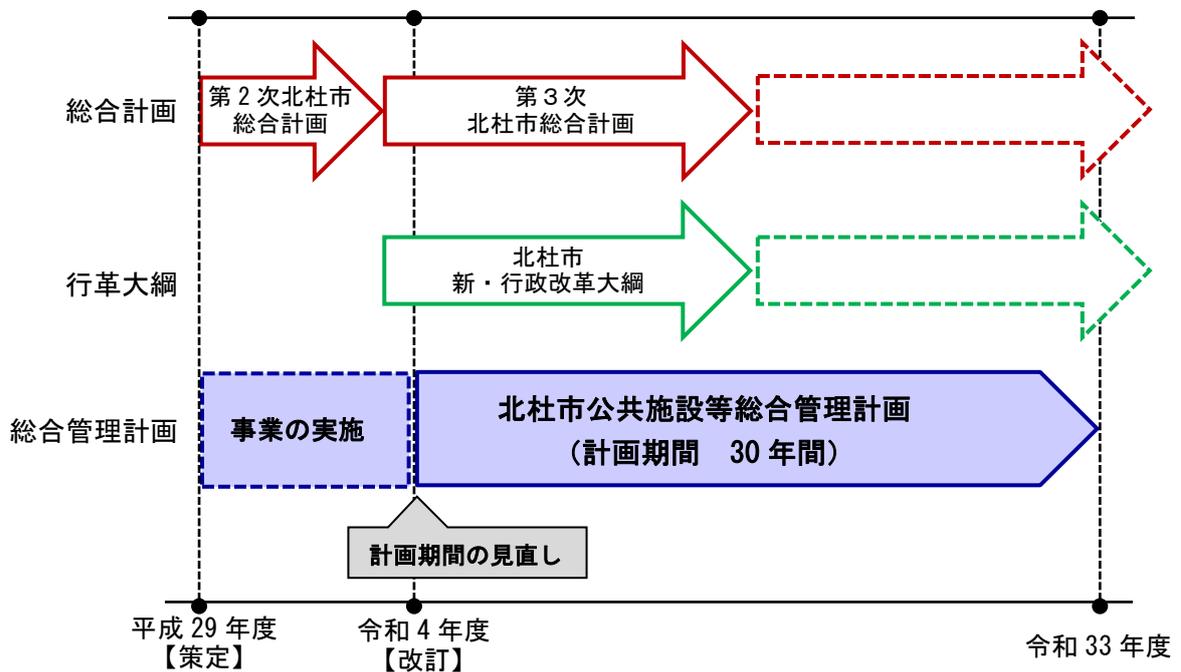


図 1 - 3 計画期間

5. 本計画の対象とする公共施設等の一覧

5.1. 公共施設

本計画では、令和2年度末時点で、本市が保有する公共施設を対象とします。
全施設の合計は、362施設（408,125.91㎡）となっています。

表1-2 対象とする公共施設一覧

No.	大分類	中分類	数量		構成割合(%)	
			施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積
1	行政系施設	庁舎等	10	21,920.95	2.8%	5.4%
		その他行政系施設	2	881.21	0.6%	0.2%
2	市民文化系施設	文化施設	3	8,233.99	0.8%	2.0%
		集会施設	11	13,388.69	3.0%	3.3%
3	社会教育系施設	図書館	8	4,077.80	2.2%	1.0%
		資料館等	13	9,050.46	3.6%	2.2%
4	スポーツ施設	プール	1	726.60	0.3%	0.2%
		体育館	9	17,951.93	2.5%	4.4%
		弓道場	2	166.00	0.6%	0.0%
		武道場	3	1,464.38	0.8%	0.4%
		屋内ゲートボール場	9	5,553.40	2.5%	1.4%
		グラウンド・管理施設等	22	2,059.94	6.1%	0.5%
5	産業系施設	観光施設	33	20,872.79	9.1%	5.1%
		農林施設	44	32,908.03	12.2%	8.1%
		温泉施設	10	16,178.99	2.8%	4.0%
6	子育て支援施設	幼児・児童施設	23	4,707.75	6.4%	1.2%
		保育施設	15	15,221.45	4.1%	3.7%
7	学校教育施設	学校	20	102,376.61	5.5%	25.1%
		その他教育施設	6	3,318.55	1.7%	0.8%
8	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	15	9,809.96	4.1%	2.4%
		障がい福祉施設	2	666.23	0.6%	0.2%
		保健施設	1	898.62	0.3%	0.2%
9	医療施設	医療施設	4	18,561.20	1.1%	4.5%
10	市営住宅	市営住宅	51	87,364.60	14.1%	21.4%
11	供給処理施設	供給処理施設	1	1,531.12	0.3%	0.4%
12	その他	その他	44	8,234.66	12.2%	2.0%
総 数			362	408,125.91	100.0%	100.0%

5.2. インフラ

本市が管理するインフラは次表のとおりです。なお、河川は、主な整備主体は国及び都道府県であること、また、適切に維持管理すれば永久に使用でき、耐用年数は無限大¹とされていることから、更新の概念がないものとして本計画の対象外とします。

なお、本計画で対象とするインフラの内訳は、道路は市道等、総延長 1,870.2km、橋りょう 631 橋、トンネル 7 か所のほか、上水道、下水道に関する諸施設となっています。

表 1-3 対象とするインフラ一覧

分類		箇所数等	出典	
道路	市道	1,082,487.0 m	令和 2 年度北杜市道路台帳	
	農道	650,692.3 m	道路現況調書（令和 3 年 3 月時点）	
	林道	137,027.8 m	林道路線一覧表（支所別）（平成 28 年 3 月時点）	
	合計	1,870,207.1 m		
橋りょう		631 橋	<ul style="list-style-type: none"> ・北杜市橋梁長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月時点） ・道路現況調書（令和 3 年 3 月時点） ・個別施設計画一覧表（橋梁） 	
トンネル		7 か所	<ul style="list-style-type: none"> ・北杜市トンネル・カルバート長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月） ・個別施設計画一覧表（トンネル） 	
上水道施設		管路	1,516,977.3 m	・北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント（平成 31 年 3 月）
		水源	81 か所	・北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント（平成 31 年 3 月）
		配水池	114 か所	・北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント（平成 31 年 3 月）
下水道施設	特定環境保全 公共下水道 施設	管渠（管路）	559,496.6m	・北杜市公共下水道処理施設維持管理計画（管路施設編）（平成 30 年 2 月）
		終末処理場	13 か所	・北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画（処理場編）（平成 30 年 2 月）
		マンホールポンプ場	271 か所	・北杜市公共下水道処理施設維持管理計画（管路施設編）（平成 30 年 2 月）
	農業集落排水 施設	管渠（管路）	210,440.0m	・農業集落排水施設最適整備構想（平成 26 年 3 月）
		処理場	26 か所	・農業集落排水施設最適整備構想（平成 26 年 3 月）
		マンホールポンプ場	182 か所	・農業集落排水施設最適整備構想（平成 26 年 3 月）
	特定地域生活 排水処理施設	合併浄化槽 （市町村設置型）	105 基	
	合計	管渠（管路）	769,936.6 m	
		処理場	39 か所	
		マンホールポンプ場	453 か所	
合併浄化槽		105 基		

注) 出典記載のないものは、ヒアリングによる成果。

¹ 出典：平成 17 年度国土交通白書

6. 既に策定済みの個別施設計画（長寿命化計画）

本市では、施設分類ごとに個別施設計画²の策定を進めてきました。

本計画の改訂に当たっては、個別施設計画に示される対策の内容や実施時期、対策費用等を踏まえるとともに、個別施設計画の記載内容が本計画の方針に則しているかどうかの評価を行います。

表 1 - 4 個別施設計画一覧

会計	施設分類	計画名称	策定・改訂 年月	計画期間	所管課
普通 会計	公共施設	北杜市小学校施設中長期保全化計画	平成 29 年 3 月	H29～R28	教育総務課
		北杜市中学校中長期保全化計画	平成 30 年 10 月	H31～R40	教育総務課
		北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画	平成 28 年 6 月	H28～R7	住宅課
		北杜市立保育園整備計画	平成 29 年 12 月	H29～R38	子育て応援課
	道路	北杜市舗装長寿命化修繕計画（その1）	平成 25 年 10 月	H26～R15 (ライフサイクルコストの算出期間)	道路河川課
		北杜市舗装長寿命化修繕計画（その2）	平成 26 年 1 月		
	橋りょう	北杜市橋梁長寿命化修繕計画	令和 2 年 3 月	R2～R61 (年度別事業費の算出期間)	道路河川課
		北杜市農道橋個別施設計画	令和 3 年 3 月	R4～R63 (ライフサイクルコストの算出期間)	農地整備課
		北杜市林道施設個別施設計画（橋梁）	令和 3 年 3 月	R3～R7	林政課
	トンネル	北杜市トンネル・カルバート長寿命化修繕計画	令和 2 年 3 月	R2～R6	道路河川課
		北杜市林道施設個別施設計画（トンネル）	令和 3 年 3 月	R3～R7	林政課
	公営 企業 会計	上水道	北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント	平成 31 年 3 月	R1～R51 (年度別事業費の算出期間)
下水道		北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画	平成 30 年 2 月	R1～R50 (年度別事業費の算出期間)	上下水道施設課
		北杜市農業集落排水施設最適整備構想	平成 26 年 3 月	H26～R35 (機能保全コストの算出期間)	上下水道施設課

² 公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画。計画に記載すべき事項として、①対象施設、②計画期間、③維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、④点検・診断によって得られた個別施設の状態等、⑤対策の内容と実施時期、⑥計画期間内に要する対策費用の概算、の6項目が挙げられる。

7. 過去に行った対策の概要

総務省の改訂指針においては、本計画の策定後も、公共施設等の点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させることで、本計画の不断の見直しを実施し、計画内容の充実を図るとともに、それに基づく公共施設マネジメントの推進を図ることが求められています。

以下に、本計画策定後の平成 29 年度から令和 3 年度において実施した公共施設マネジメントの取組の概要を示します。

①公共施設マネジメント啓発

- ・公共施設マネジメントの必要性を啓発するため、市の取組や考え方を市民に伝えるための市民説明会や公共施設の今後の在り方について考えるワークショップ等の開催に取り組んでいます。

②安全確保のための取組

- ・従来どおりの法定点検に加え、公共施設を所管する市職員や施設管理者等が施設を適切に管理するために、「劣化状況調査手順書」を作成し、市職員及び施設管理者等自らによる、公共施設の日常点検や定期点検を実施しています。
- ・指定管理者制度の導入施設は、指定管理者による日常点検を実施することで、不具合箇所の早期発見に努めています。

③長寿命化のための取組

- ・施設の不具合や利用者の安全・安心の確保、機能の向上等を目的に、以下の施設について、大規模改修等を実施しています。

施設名称	工事内容	実施年度
高根総合支所	屋根・外壁防水改修工事	平成 29 年度
須玉農村総合交流ターミナル (須玉ふれあい館)	空調設備改修工事	平成 30 年度
明野総合会館	多目的ホール改修工事	平成 30 年度
考古資料館	屋上防水工事	平成 30 年度
平田家住宅	重要文化財建造物保存修理工事	令和 2 年度 ～令和 4 年度
須玉総合体育館	天井改修工事	平成 29 年度
長坂総合スポーツ公園(陸上競技場)	陸上競技場改修工事	令和 2 年度
しおかわ福寿の里	屋上防水改修工事、構内交換設備改修工事、照明工事	平成 30 年度 ～令和 2 年度
塩川病院	構内交換設備改修工事、照明設備改修工事、非常電源設備改修工事、空調設備改修工事	令和元年度 ～令和 3 年度
甲陽病院	空調設備熱源機器改良工事、蒸気ボイラー更新工事	令和元年度
下笹尾団地	改修工事	平成 29 年度 ～令和元年度
武川団地	改修工事	平成 30 年度 ～令和 2 年度
サンコーポラス長坂団地	改修工事	平成 30 年度
北の杜聖苑	改修工事(建築主体・機械設備工事)	平成 29 年度

④統合や廃止の取組

<p>統合</p>	<p>【子育て支援施設（保育施設）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小淵沢東保育園と小淵沢西保育園については、令和4年度に統合します。 <p>【学校教育施設（小学校）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年5月策定の高根地区小学校統合計画に基づき、平成31年3月に高根東小学校と高根北小学校、高根清里小学校の3校が統合し、新たな小学校（高根東小学校）が設立されました。新設校は高根東小学校の校舎を使用し、閉校となった高根北小学校及び高根清里小学校は、普通財産として民間企業への貸付を行っています。 <p>【学校教育施設（中学校）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度より、北杜市立小中学校適正規模等審議会において、中学校の適正規模等の検討を行いました。
<p>廃止（解体）</p>	<p>【スポーツ施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小淵沢B&G海洋センターについて、令和3年度中に廃止・解体を行いました。 <p>【学校教育施設（その他教育施設）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武川学校給食センターについて、令和2年度に廃止・解体しています。 <p>【市営住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の市営住宅について、老朽化が進行していたことから、安全の確保を目的に、住宅全体及び一部の住棟を廃止・解体しています。 富士見ヶ丘住宅、緑ヶ丘住宅、御所前団地、高根団地、箕輪団地、大林団地、東尾根団地、五町田団地、黒沢団地、新井団地、竹花2号団地、巾下団地 <p>【橋りょう】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近接して新設橋りょう（新横針橋）が供用されたことから、今後の利活用の見込まれない横針橋について、解体しています。
<p>廃止（譲渡）</p>	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小淵沢町久保農林水産物処理加工施設について、地元の共有財産管理組合に無償譲渡しています。

⑤協働の推進に向けた取組

- ・公共施設の効率的な管理や市民及び利用者へのサービス向上を図り、今ある施設の一層の活用を促進することを目的に、指定管理者制度を活用し、施設の管理や運営を行っています。令和3年度は、合計93施設が本制度を導入しています。
- ・ながさかりハビリセンターは、行政財産の貸付により、関連団体において障がい児通所支援サービスを提供しています。
- ・フィオーレ小淵沢・昆虫美術館は、従来の指定管理者制度による施設の管理運営をとりやめ、民間企業への貸付を行っています。
- ・平成31年3月の統合によって閉校となった旧高根北小学校は、貸付先の民間企業により、食育事業、都市農村交流等の拠点施設として活用されています。同じく平成31年3月に閉校となった高根清里小学校は、貸付先のNPO法人によって、教室・校庭・体育館等の貸館事業が行われています。